

青山小学校 P T A 会則・細則

令和5年1月29日改正版

大津市立青山小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、青山小学校PTA(以下、本会という)と称し、事務局を青山小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な育成を図るとともに、家庭・学校・地域社会の教育環境の充実及び向上に努めることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

1. 本会の活動はボランティアのため、活動への参加の有無を他者に強制しない
2. 本会の活動において、青山小学校すべての児童は平等に扱われ、その保護者が会員であるか否かによって区別しない。
3. 児童の健やかな成長のための環境整備を目的として、他の団体及び機関と協力するとともに、支配干渉は受けない。
4. 特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行わない。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校が密接に連携する活動。
2. 児童の健全育成のための活動。
3. 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動。
4. 大津市教育委員会の取組に準じて参加するスクールガード活動。なお、活動内容は本部と地域部が協議して決定する。
5. その他、教育上必要な活動。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員となることが出来るものは、次のとおりとする。

1. 青山小学校に在籍する児童の保護者。
2. 青山小学校に勤務する教職員。

(入会)

第6条 本会へは強制ではなく、あくまで自由意思で入会できる。

1. 本会への入会希望者は、別紙に定める入会意思確認書にて入会の意思表示をした上で会長に提出する。

(退会)

第7条 本会は理由によらず退会したい時に自由に退会できる。

1. 本会の退会希望者は、別紙に定める退会届を会長に提出する。
2. 会員は、退会者やその児童に、退会以降の地域生活や学校生活においていかなる不利益も生じないよう十分に配慮する。

第3章 本部役員及び委員と役割

(本部役員)

第8条 本会を運営するための活動方針を決定し、会員、学校、その他関係機関との調整を行うた

めの本部を本会に組織する。本会本部に、次の役員を置く。ただし選出過程で定員が確保できない場合は、第12条の定めに従う。

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 2名(保護者2名)
3. 参与 1名(青山小学校長をもってあてる)
4. 庶務 4～5名(保護者3名、教職員1～2名)
5. 会計 3名(保護者2名、教職員1名)

(委員)

第9条 本会に、次の委員を置く。

1. 地域委員 各地域より若干名。ただし、選出人数は、別に細則で定める。
2. 学年委員 委員の人数は別に細則で定める。ただし、たんぼぼ学級については、交流学級に包含するものとする。

(役員役割)

第10条 本会の役員役割は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が役割を遂行できないときは、これを代行する。
3. 参与は、各会議に出席し、意見を述べるができる。
4. 庶務は、会議の記録並びに会の運営に伴う事務を処理する。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。

(委員役割)

第11条 本会の委員役割は、次のとおりとする。

1. 地域委員は、各地域における会員相互の密接な連携を図るとともに、懇談会を必要に応じて開催し、地域の保護者の子育てに関する情報交換や研修等を行い、教育力の向上に努める。また、本会の円滑な運営に協力する。
2. 学年委員は、広報部、厚生部、教養部に分属され、会員相互の連携を図り、保護者の子育てに関する情報交換や研修等を行い、教育力の向上に努める。また、本会の円滑な運営に協力する。

第4章 役員及び委員の選出

(役員選出)

第12条 本会の役員選出方法は、次のとおりとする。

1. 本会の会長、副会長、庶務(教職員は除く)、会計(教職員は除く)の選出は、毎年10月末までに次年度役員立候補を一定期間募り、前記の役職についてそれぞれ定数を超えた立候補者がある場合は、会員による選挙または立候補者による話し合いを実施する。
2. それぞれの役職への立候補が定数以内の場合は、会員の信任を問うこととする。
3. 立候補により定数が満たない場合は、本会の役員は役員候補者推薦委員会によって推薦され、会員の信任を問うことができる。もしくは、役職不在や定員未達のままで本部運営をすることができる。ただしその場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ会員を対象とした投票にて投票者の過半数の賛成を要することとする。
4. 信任投票は、毎年3月末までに実施し、投票総数の過半数をもって信任されたものとする。
5. 役員において欠員が生じた場合、欠員に該当する役員立候補を一定期間募り、複数の立候補がある場合には会員による選挙を実施する。ただし、立候補者がいない場合には、同条第2、第3項に準じ信任する。

第13条 役員候補者推薦委員会は、別に細則で定める。

(委員の選出)

第14条 本会の委員の選出方法は、次のとおりとする。

1. 翌年度の地域委員の選出については、前年度末までに各地域において立候補を募る事ができる。立候補により定数が満たない場合は、原則として最高学年の会員世帯で協議し選出する。ただし、過去において役員、または地域委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
2. 翌年度の学年委員の選出については前年度末までに立候補を募ることとする。立候補により定数に満たない場合は、会員世帯で協議し選出することができる。ただし、過去において役員、学級委員、または学年委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
3. その他、委員の選出に必要な事項は細則に定める。

(兼務と任期)

第15条 本会の役員・地域委員・学年委員、青山中学校PTAの役員・会計監査委員・学級委員・通学委員は、兼務することはできない。

第16条 本会の役員、地域委員、学年委員の任期は、各1か年間とする。

第5章 選挙管理委員会

第17条 本会役員の選挙にあたっては、選挙管理委員会を組織し、選挙及び信任投票に関する事務を処理する。

第18条 選挙管理委員会は、常設部会の委員で組織する。

第19条 この他、選挙管理委員会に必要な事項は、細則で定める。

第6章 常設部会の設置

第20条 常設部会の設置については、次のとおりとする。

1. 本会の活動及び会の運営を円滑にすすめるため、常設部会を設置し、会の目的達成に必要な活動の企画、運営にあたる。
2. 常設部会に関する必要な事項は、細則で定める。

第7章 会議

(会議)

第21条 本会の会議は、総会、委員総会、拡大役員会、役員会とする。

(総会)

第22条

1. 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
2. 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は毎年、年度当初に開催する。
3. 定期総会は年度当初に開催する。
4. 臨時総会は、委員総会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の請求があったとき、その他会長が必要と認めるときに召集することとする。
5. 総会の議事は、投票者の過半数で議決する。
6. 総会の議長は会員より選出し、選出方法については、細則で定める。
7. この他、総会に必要な事項は細則で定める。

(委員総会)

第23条 委員総会は、次のとおりとする。

1. 委員総会は、本会の役員、地域委員、学年委員、及びT委員(教職員)で構成し、総会に次ぐ議決機関である。
2. 委員総会は、本会の運営に必要な事項及び予算補正等について審議、議決する。
3. 委員総会は、会長が必要と認めたとき、または、委員の4分の1以上の請求があったとき開催する。
4. 委員総会は、委員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は、出席者の3分の2以上で議決する。
5. 委員総会の議長は、副会長が務める。
6. この他、委員総会に関する必要な事項は細則で定める。

(役員会)

第24条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

(拡大役員会)

第25条 拡大役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与、常設部会の正・副部長、会計及び顧問で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

第8章 会計監査

第26条 会計監査は、次のとおりとする。

1. 本会に会計監査員を置き、会計の監査を行う。
2. 会計監査員は、委員総会において会員中より2名を選出し、定期総会に報告する。
3. 会計監査員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
4. 会計監査員の任期は1か年とし、本会の役員及び地域委員、学年委員が兼務することはできない。
5. 会計監査員の選出方法については、細則で定める。

第27条 会計監査員は必要と認めたとき、委員総会を召集することを会長に請求することができる。

第9章 会計

第28条

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
2. 本会の会員(保護者及び教職員)は、1世帯当たり月300円の会費を納入することとする。
3. 本会の会費は、児童が月当たり一日以上在籍する保護者を対象に納入することとする。

第29条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第30条 本会の予算は、次のとおりとする。

1. 本会の予算は、総会の議決を経なければならない。
2. 総会で議決するまでに要する経費の暫定予算は、前年度の委員総会において議決しておくものとする。
3. 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

第10章 個人情報の取り扱い

第31条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「青

山小学校PTA個人情報取扱方法」に則って適正に運用するものとする。

第11章 細則

第32条 本会の運営に関し必要な細則は、本会則により委員総会の議決を経て定める。

第12章 会則の改正

第33条 本会の会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

この会則は、平成3年10月12日より施行する。

この会則は、平成6年6月4日改正し、施行する。

この会則は、平成9年5月31日改正し、施行する。

この会則は、平成12年5月20日改正し、施行する。

この会則は、平成14年5月24日改正し、施行する。

この会則は、平成20年5月21日改正し、施行する。

この会則は、平成21年6月3日改正し、施行する。

この会則は、平成22年5月21日改正し、施行する。

この会則は、平成25年5月22日改正し、施行する。

この会則は、平成27年5月19日改正し、施行する。

この会則は、平成29年5月23日改正し、施行する。

この会則は、令和元年5月17日改正し、施行する。

この会則は、令和2年7月26日改正し、施行する。

この会則は、令和3年6月6日改正し、施行する。

この会則は、令和5年1月29日改正し、施行する。

大津市立青山小学校 P T A 細則

(役員候補者推薦委員会)

第1条 役員候補者推薦委員会は、次のとおりとする。

1. 役員候補者推薦委員会は、役員立候補者がいない場合、毎年11月末までに当該年度の会長、副会長、参与、庶務、会計、各地域委員代表1～数名（選挙管理委員は除く）によって組織し、次年度の本会の役員候補者を次年度5年生、6年生の会員から推薦する。ただし、過去において役員、地域委員、学級委員・学年委員または青山中学校PTAの役員として選出されたことのある会員世帯からは、原則として推薦しないものとする。
2. 委員長は、当該年度の会長が務める。
3. 役員候補者推薦委員会は、次年度の本会役員の推薦にあたっては、本人の了承を得て、選挙管理委員会に報告する。
4. 役員候補者推薦委員会は、次年度の本会役員が信任されたとき、解任される。
5. なお、推薦により候補者が決まらない場合は、抽選により候補者を決することができるものとする。
6. また、委員長が必要と認める場合には、補欠候補者を抽選等により選任できるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、次のとおりとする。

1. 選挙管理委員会は、毎年10月末までに組織する。
2. 選挙管理委員会は、次年度の本会の役員選出と同時に解任される。

第3条 当該年度、最初の選挙管理委員会は、会長が召集し、選挙管理委員長選出後は委員長に運営を委ねなければならない。

第4条 選挙管理委員会は委員長、副委員長、委員2名の計4名で構成し、選挙管理委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。

第5条 選挙管理委員会は、本会役員の選挙結果、及び信任投票の結果を会員に報告しなければならない。

(常設部会)

第6条 本会に次の常設部会を設置する。

1. 教養部－会員相互の親睦を図り、会員自らの向上を図るための研修を行う。
2. 厚生部－保健体育の向上と、福利厚生面の充実を図る。
3. 広報部－PTA活動に関する会員の共通理解を得るための情報を提供する。
4. 地域部－地域・家庭と連携し、教育環境の充実を図る。

第7条 各部会は、次のとおりとする。

1. 学年委員は、会長の委嘱により、教養・厚生・広報部の各部員として配属される。配属する部員数は、会長が必要数を定める。
2. 地域部は地域委員全員により構成する。
3. 会長と参与と相談し、本人の意見を聞いたうえで、教職員会員を各部の顧問として委嘱することができる。
4. 各部会には、部長、副部長及び会計をおく。
5. 部長、副部長及び会計は、部員の中より互選し、会長が委嘱する。ただし、過去において役員や学級委員・学年委員、地域委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
6. 部長は部会を統括し、副部長は部長を補佐し、会計は部会の会計事務を処理する。

第8条 部長は、活動遂行のため、必要に応じて部会を召集することができる。

(総会)

第9条 総会の開催形態を、書面またはWeb等を用いた会議形式も可能とし、議決権行使を使い意思を反映することができるものとする。

第10条 総会の議長及び副議長は、次のとおりとする。

1. 総会の議長及び副議長は、役員、地域委員、学年委員及び会計監査員を除く会員の中から選出することとし、選出にあたっては、当該年度の本部役員がその任にあたる。
2. 議長、副議長1名ずつを選出する。

(会計監査)

第11条 会計監査員は、別途委員総会で決定する別表1に基づく順序で、当該年度の各地域の会員より2名を選出することとし、選出にあたっては、当該年度の地域委員がその任にあたる。

(慶弔規定)

第12条 会員相互の慶弔の意を表すため、慶弔規定は次のとおりとする。

1. 本会員または児童が死去した時は、弔意金として1万円相当額を贈る。
2. この規定外の慶弔等に関することについては、その都度役員会で協議する。

(体育・文化サークル)

第13条 会員有志は、体育・文化活動を通じて会員相互の研鑽と交流を深めるための体育・文化サークル（原則として会員5名以上）の設置を役員会に申請することができる。役員会での審議を経て委員総会において認可されれば、当該年度の活動を厚生部内下部組織として行うことができる。活動を継続する場合には、各年度毎に申請を行わねばならない。なお、補助金は役員会の承認を経て支給できる。

(専任委員)

第14条 PTAの円滑な活動を図るため、会長は役員会の了承を得て会員の中から専任委員（若干名）を任命することができる。

第15条 専任委員は、会長の求めに応じて委員総会、役員会、拡大役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選出)

第16条

1. 細則第1条第1項において、推薦者の中で立候補がない場合は、役員を抽選等にて決定するものとする。
2. 抽選等にて決定する際、出席できない会員世帯は、必ず委任状を推薦委員会に提出するものとし、委任状の提出なき場合は、その会員世帯の選出決定は推薦委員長に一任されるものとする。

第17条 副会長と会計は、保護者の男女1名ずつを原則とする。ただし、状況により会長が変更出来るものとする。

(地域委員数)

第18条 地域委員は、原則として、各地域の児童30名に対し1名選出するものとする。ただし、必要に応じて見直す。

(学年委員数)

第19条 学年委員数は、各学年で相当人数を選出するものとする。選出する学年委員数は、会長が必要に応じて見直し、決定する。

(立ち当番)

第20条

1. 会員は、全児童が安全に通学できるよう、危険箇所の見守りを当番制で実施する（以下立ち当番と記載）。ただし、事情により集団登校が困難な場合、保護者、PTA、学校の協議を経て、集団登校しない児童の会員については、立ち当番を免除する。
2. 立ち当番の担当場所等は、本会で協議し決定する。

(委員の選出)

第21条 地域委員および学年委員の互選において、原則として過去に委員経験が全くない方から優先して選出することとするが、それが困難な場合は、地域および当該学年にて話し合っ

て決める。
話し合う事が困難な事由については、別途免除申請を募り、会長および会長が指名した役員で内容を確認し、免除可否を決定するものとする。

(文書保存期間と廃棄)

第22条

1. 本会の運営にかかわる諸文書、会計書類、証憑等（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）の保存期間は、原則として5年とする。ただし、個人情報を含む文書については、青山小学校PTA個人情報取扱方法に定めるところに従う。
2. 前項の保存期間の起算日は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
3. 保存期間を過ぎた文書は、役員会の承認を得て、適切な方法で廃棄するものとする。ただし、保存期間経過後も保存することが必要と認められたものについてはその限りではない。その場合は、役員会で決定し、文書で保存理由を明記したうえで次年度の役員会に引き継ぐものとする。

別表1(細則11条 会計監査員選出表)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
地域	青山 六丁目	青山 七丁目	桐生	青山 八丁目	青山 三丁目	松が丘 一丁目	松が丘 二丁目	松が丘 三丁目	松が丘 五丁目	松が丘 四丁目	松が丘 六丁目 七丁目	青山 四丁目 五丁目	青山 一丁目 二丁目	青山 六丁目 七丁目	桐生
担当 年度	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年

付則

- この細則は、平成4年6月6日より施行する。
- この細則は、平成6年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成7年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年3月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年5月11日改正し、施行する。
- この細則は、平成11年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年2月19日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年5月6日改正し、施行する。
- この細則は、平成14年2月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成15年5月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成16年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成18年2月24日改正し、施行する。
- この細則は、平成19年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年2月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年5月12日改正し、施行する。
- この細則は、平成22年2月26日改正し、施行する。
- この細則は、平成24年10月31日改正し、施行する。
- この細則は、平成25年5月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年5月13日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年5月17日改正し、施行する。
- この細則は、平成30年5月10日改正し、施行する。
- この細則は、令和元年5月9日改正し、施行する。
- この細則は、令和2年6月28日改正し、施行する。
- この細則は、令和3年5月16日改正し、施行する。